○農林水産省告示第二千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字湯川字神森三〇九、三一二の一一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡白浜町大瀬字長硲二六六から二六八まで、二六八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市熊野字久保一一七五の一、一一七六の四、一一七六の一〇、字松葉一一七七の一、一一七七の二、一一七七の五、一一七七の六、一一七八、一一七八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町知和字小原二一から二六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原二四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈢　保安林の所在場所　岡山県高梁市落合町福地字清水二五四の一、二五四の二、津山市加茂町知和字小原一五の一

㈠　指定の目的　土砂の流出の防備

㈡　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清水二五四の一、二五四の二、字小原一五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市高倉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町跡津字河戸洞一五〇七、一五〇九の一、一五一〇から一五二〇まで、一五二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町相生字荒山二七一七の一、二七一九、二七二〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）